

秋田県プレミアム飲食券利用者規約（電子飲食券用）

第1条（総則）

本規約は、秋田県が発行する「秋田県プレミアム飲食券」のうち電子飲食券にかかるものについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が秋田県プレミアム飲食券を購入及び使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「秋田県プレミアム飲食券」

対象地域の取扱加盟店にて、令和4年12月31日まで秋田県プレミアム飲食券取引が出来る秋田県発行の電子飲食券をいいます。

2 「事務局」

秋田県プレミアム飲食券事務局をいいます。

3 「利用者」

秋田県が規定した本規約を承諾のうえ、秋田県プレミアム飲食券を取扱加盟店で使用する者をいいます。

4 「取扱加盟店」

秋田県プレミアム飲食券加盟店規約を承諾のうえ所定の申込書にて秋田県に申し込み、秋田県が承認した個人、法人および団体をいいます。

5 「秋田県プレミアム飲食券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食の提供を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部を秋田県プレミアム飲食券で取引することをいいます。

6 「秋田県プレミアム飲食券取引精算」

取扱加盟店と秋田県が本契約に基づき、秋田県プレミアム飲食券取引に対する精算をいいます。

7 「電子券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食の提供を受けた場合に、その売上相当額を電子飲食券で取引することをいいます。

8 「電子券取引精算」

取扱加盟店と事務局が本規則に基づき、電子飲食券取引に対する精算をいいます。

9 「二次元バーコード」

電子券取引に関し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、

本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、事務局が指定する方法により取扱加盟店が利用者に提示するもので、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店または事務局が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限り）における電子券取引に必要な情報を記録したものをいいます。

（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

10 「電子券精算」

利用者が電子飲食券を取扱加盟店で利用した際に、二次元バーコードを読み取ること等により、電子飲食券を使用済み登録又は金額減算することをいいます。

11 「公式サイト」

秋田県プレミアム飲食券の広報・案内の窓口となるウェブサイトのことをいいます。

12 「購入サイト」

秋田県プレミアム飲食券を購入するためのウェブサイトのことをいいます。

第3条（秋田県プレミアム飲食券の利用者情報）

1 秋田県プレミアム飲食券は、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ、購入サイトから利用者情報を登録した上で購入することができるものとします。

2 秋田県プレミアム飲食券は、事務局が運営する購入サイト上のみで購入することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他運営管理上やむを得ない事由により、購入サイトの利用又は秋田県プレミアム飲食券が発行できないことがあるものとします。

3 秋田県プレミアム飲食券の購入は、通信可能なスマートフォン、パソコン等（以下「通信端末」という。）を保有していることを条件とします。

4 秋田県プレミアム飲食券を購入するに際しては、氏名、住所その他利用者情報として必要な情報を正確に登録するものとします。

5 前項に違反して、虚偽の利用者情報を登録し、若しくは登録しようとした利用者について、事務局は、秋田県プレミアム飲食券の利用者情報登録を拒否し、又は購入済みの秋田県プレミアム飲食券の無効化その他必要な措置を取ることができるものとします。また、事務局は、登録情報に虚偽、誤り、又は記入漏れがあったことにより利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

6 利用者は、利用者として登録した情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を行うものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより利用者に生じた損害について、事務局は、一切の責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われるものとします。

第4条（ID及びパスワード）

購入サイトのID及びパスワードは、他人に知られることがないように利用者が責任をもって管理するものとします。事務局は、入力又は利用されたID及びパスワードの組合せが利用者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、利用者による利用があったものとみなします。事務局は、盗用、不正利用その他の事情により利用者のアカウントを当該会員以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条（使用者の負担）

秋田県プレミアム飲食券の使用に関わる、利用者のスマートフォン等の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

第6条（秋田県プレミアム飲食券の販売・購入）

利用者は、本規約の内容を確認し、承諾の上、第3条に定める利用者情報登録を行った上で、秋田県プレミアム飲食券の購入申込みを行うものとします。

1 秋田県プレミアム飲食券の販売に関する留意事項

(1) 天変地異、停電、機械・システムの障害、システムの保守点検、秋田県プレミアム飲食券の偽造等の悪用発生状況その他運営管理上やむを得ない事由により、秋田県プレミアム飲食券の販売を一時的に停止する可能性があることを、利用者は了承するものとします。

2 秋田県プレミアム飲食券の購入

(1) 利用者は、通信端末を保有していることが条件となります。

(2) 利用者は、利用予定の加盟店において、利用するスマートフォン・パソコン等が通信可能エリアであり、購入サイトの利用が可能であることを自己の責任において確認の上、秋田県プレミアム飲食券を購入するものとします。

利用者は、第三者から登録済みの利用者情報の譲渡、貸与等を受けて、購入してはならないものとします。

(3) 利用者は、取扱加盟店が秋田県プレミアム飲食券を不正に利用することを知りながら、購入してはならないものとします。

(4) 購入代金の支払いは、事務局が定める決済手段のみとなります。なお、支払いに使用する決済名義は、秋田県プレミアム飲食券登録者名義とします。

(5) 事務局は、購入手続きの完了にあたり購入サイト上の購入完了画面をもって利用者へ通知します。また、利用者のマイページに対し、固有の秋田県プレミアム飲食券URLを発行します。

3 秋田県プレミアム飲食券引渡し

利用者のマイページに対し、固有の秋田県プレミアム飲食券URLを発行することをもって、秋田県プレミアム飲食券の引き渡しとします。

第7条（利用者の順守事項）

- 1 利用者が購入可能な秋田県プレミアム飲食券の金種は、1,000円券、5,000円券、10,000円券、20,000円券、50,000円券、100,000円券の6券種とし、1回の決済で購入出来るのは1券種とします。
- 2 利用者が購入出来る回数に制限はありません。
- 3 利用者は、購入サイトに必要情報を登録のうえ、前条に規定する決済により、秋田県プレミアム飲食券を購入するものとします。本規約に別途定める場合を除き、決済済みの秋田県プレミアム飲食券の払戻しは行わないものとします。
- 4 秋田県は、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、当該利用者に対して、身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、秋田県プレミアム飲食券を無効化する場合があるものとします。
- 5 利用者は秋田県プレミアム飲食券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
- 6 利用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で秋田県プレミアム飲食券取引はしないものとします。

第8条（秋田県プレミアム飲食券の管理等）

- 1 利用者は秋田県プレミアム飲食券を利用者の責任のもと管理しなければなりません。
- 2 利用者は秋田県プレミアム飲食券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、秋田県は一切の責任を負いません。

第9条（秋田県プレミアム飲食券取引）

- 1 利用者は、自己の保有する秋田県プレミアム飲食券の金額から任意の決済金額を入力し又は秋田県プレミアム飲食券を提示して、秋田県プレミアム飲食券取引を行うものとします。
- 2 利用者は、秋田県プレミアム飲食券取引時に、秋田県プレミアム飲食券使用加盟店名、使用金額を必ず確認するものとします。
- 3 利用者は秋田県プレミアム飲食券取引時に、購入金額の範囲内で1円単位にて使用可能とします。
- 4 秋田県プレミアム飲食券取引において、いかなる場合であっても、現金での釣り銭は支払われません。

5 秋田県プレミアム飲食券取引後の返金対応はできません。

第10条（加盟店との紛争）

利用者は、取扱加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は取扱加盟店との間で解決するものとし、秋田県はその責任を負いません。

第11条（秋田県プレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間）

1 秋田県プレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間は、秋田県プレミアム飲食券の取得した日から、令和4年12月31日23時59分までです。

2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。

3 有効期限を経過した場合、秋田県プレミアム飲食券の利用は一切できなくなります。

4 有効期限内であっても、取得した秋田県プレミアム飲食券の払い戻しは出来ません。

第12条（個人情報等の収集および利用）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、秋田県プレミアム飲食券購入において提供を受けた、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、性別等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

(1) 共同利用することのある項目

①氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、性別、秋田県プレミアム飲食券の使用場所、使用日、使用金額等、特定の個人を識別できる事項。

②お問い合わせに関する事項。

③サービス提供に関する事項。

(2) 共同利用の目的

①秋田県プレミアム飲食券の運営及びサービス提供

②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

③電子メール等の通知手段による情報発信

④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

⑥上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

①秋田県

②秋田県プレミアム飲食券事務局（業務委託事業者：株式会社JTB秋田支店）

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、秋田県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第13条（業務委託）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第14条（使用停止または中止）

1 秋田県または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を使用することができません。

（1）天災地変、停電、システム障害、通信の障害、二次元バーコードの故障、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

（2）システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

（3）本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

（4）その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づき秋田県プレミアム飲食券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害等について、秋田県は一切の責任を負いません。

第15条（使用の一時停止および中止）

秋田県または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、利用者の秋田県プレミアム飲食券取引は出来ず、保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

2 秋田県プレミアム飲食券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。

- 3 秋田県プレミアム飲食券の使用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- 4 秋田県プレミアム飲食券取得申込に虚偽が発覚した場合。

第 16 条（調査協力及び証拠提出）

- 1 偽造、変造、模造等された秋田県プレミアム飲食券に起因する売上等が発生した場合、又は発生する可能性がある場合に、事務局が秋田県プレミアム飲食券の利用状況等の調査の協力を求めたときには、利用者はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならないものとします。
- 2 前項に掲げる場合において、事務局から指示があった場合もしくは利用者が必要と判断した場合には、利用者は所轄警察署等へ被害届を提出するものとします。
- 3 前項に定める取引が行われた場合、又は取引が行われた可能性がある場合についても、第 1 項と同様とします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3 秋田県は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、秋田県は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第 18 条（秋田県プレミアム飲食券の終了）

秋田県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、秋田県プレミアム飲食券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第 19 条（規約の変更）

本規約を変更する場合、秋田県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

利用者は、秋田県プレミアム飲食券に関して秋田県との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 21 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 22 条（お問い合わせ窓口）

秋田県プレミアム飲食券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

秋田県プレミアム飲食券事務局（コールセンター）0120-662-256（受付時間 9:00～18:00）

附則

（施行期日）

本規約は、令和 4 年 3 月 11 日から適用します。